

資料

令和6年4月19日
質の高い教師確保特別部会
(第12回)

参考資料2-2

※財政制度等審議会 財政制度分科会
(令和6年4月9日)
資料より関係箇所抜粋

成長、人口・地域等

財務省

2024年4月9日

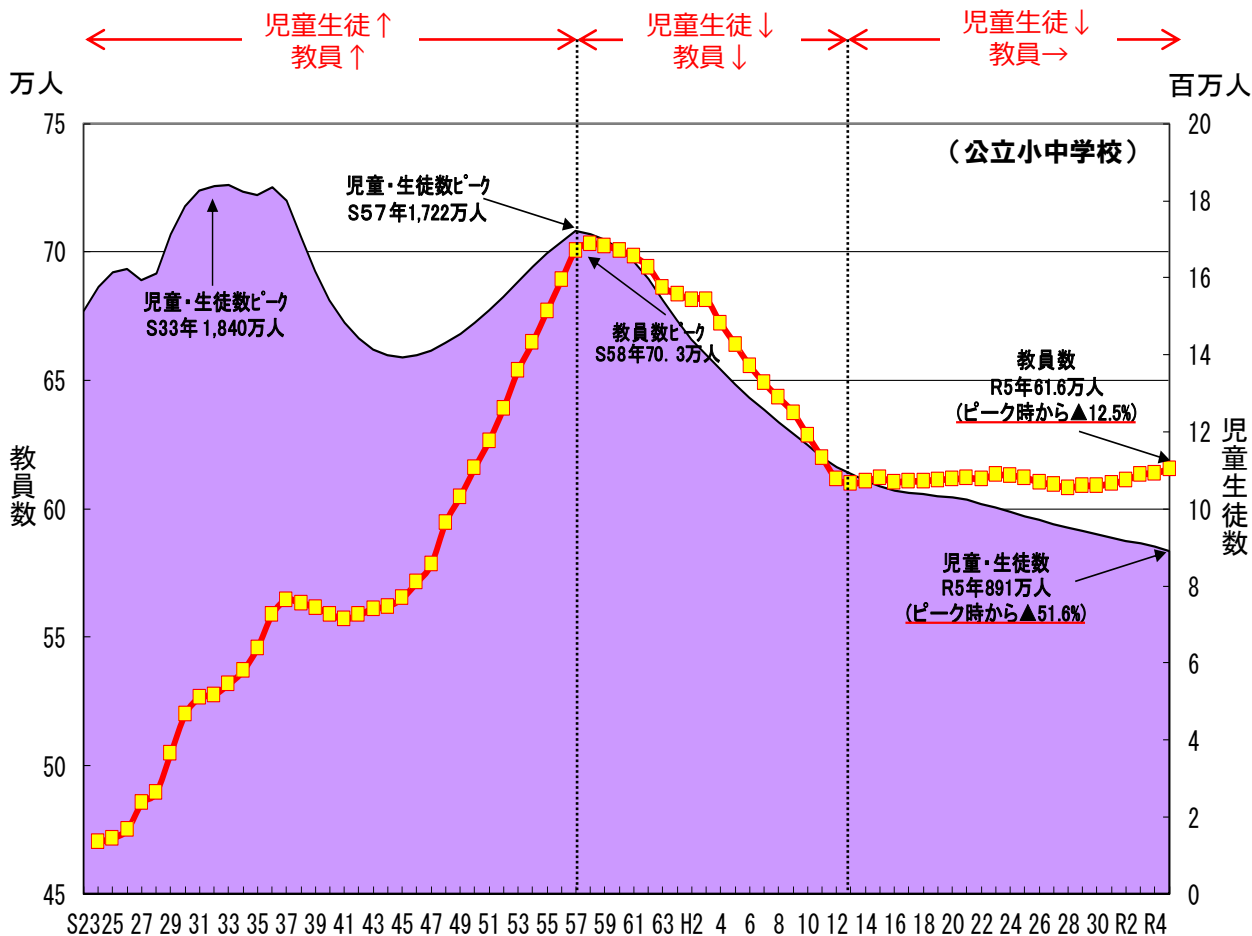
1. 日本の現状と財政のあり方

2. 成長等

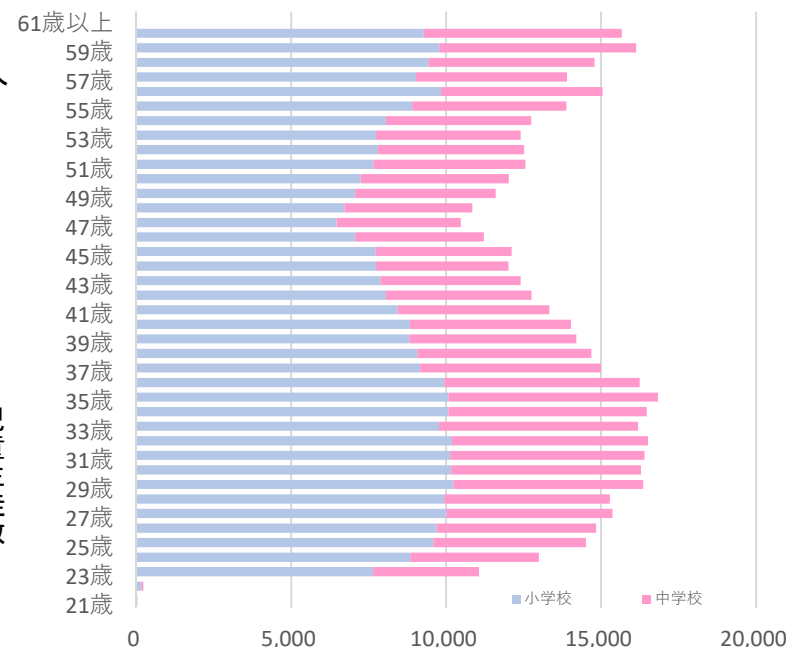
3. 人口・地域

- 近年、昭和50年代の大量採用時の教員が定年を迎え大量退職する一方、教員数を維持するため、**若年人口が大きく減少する中で大量採用**してきた結果、教員の採用倍率が低下。（今後は、定年延長の間に退職者が減少し、改善していく可能性が高い。）
- また、**教員勤務実態調査**によると、教員アンケートに基づく「時間外在校等時間」は、教職調整額（給特法）が前提としている「残業時間」（8時間）と乖離が大きいという指摘がある。

◆教員数及び児童生徒数の推移



◆公立学校年齢別教員数（令和5年度）



（出所）令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況について

◆教員の「時間外在校等時間」の推移

	小学校	中学校
S41	平均8時間/月	
H18	平均42時間/月	
H28	平均59時間/月	平均81時間/月
R4	平均41時間/月	平均58時間/月

（出所）文部科学省調べ

- 「骨太2023」において、「2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討する」とされており、**令和7年度予算編成において、教員の処遇について見直しが行われる見込み**。教職調整額の水準を引き上げるべきとの意見もあるが、検討にあたっては、以下の視点に立った議論が必要。

◆4つの視点

視点①：人材確保との関係

視点②：民間や一般行政職とのバランス

視点③：メリハリある給与体系（既定の給与予算の活用）

視点④：安定財源の確保（歳出・歳入の見直し）

◆教職調整額の概要

<根拠>

- ✓ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）
（教育職員（校長、副校長及び教頭を除く）には、その者の**給料月額**の**百分の四に相当する額**を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。）

<予算>

- ✓ 義務教育費国庫負担金のうち**322億円**（令和6年度）
- ✓ **期末勤勉手当等の算定の基礎**とされているため、これらへの反映分を含めると、**476億円**（＝給料の約6%に相当）
- ✓ 1%あたり国費約80億円（**公費約240億円**）
（各種手当への反映分を含めると国費約120億円（**公費約360億円**））

◆「骨太2023」（令和5年6月閣議決定）

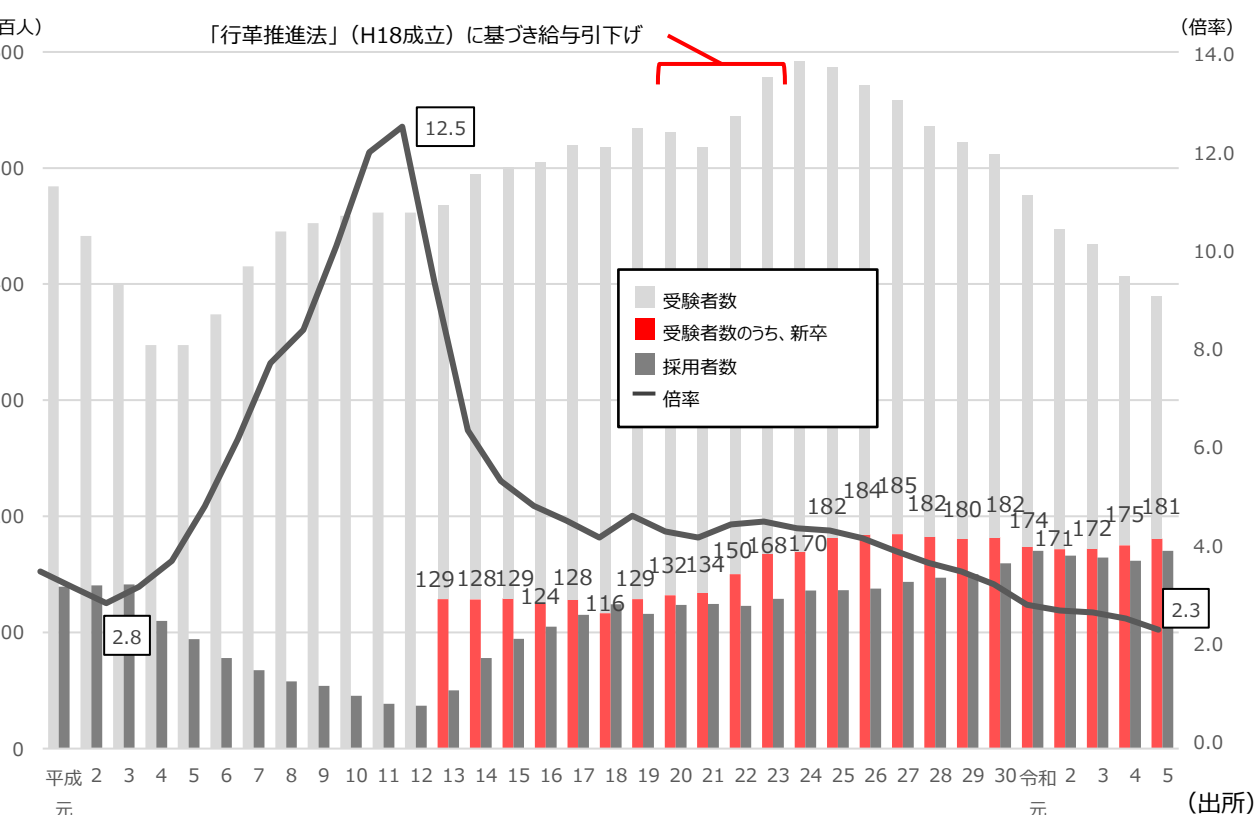
「教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、**処遇改善**、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。（略）我が国の未来を拓く子どもたちを育てるといふ崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、**真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行う**など、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。

（略）これらの一連の施策を**安定的な財源を確保しつつ**、（略）2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、**計画的・段階的に進める。**」

①人材確保との関係

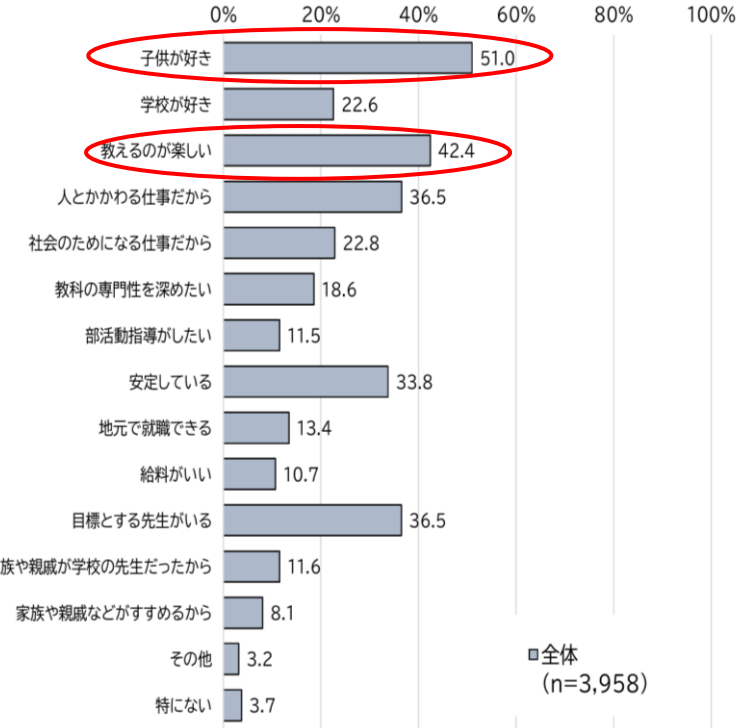
- 教員の採用倍率が低下しており、人材確保のために給与を引き上げるべきとの意見もある。
- 他方、**新卒の採用試験受験者数は、行革推進法に基づく給与見直し期間を含め、新卒人口が減少する中でも一定数を維持。**むしろ20年前と比べれば5千人超増加。**(平成15年度 129百人 → 令和5年度 181百人)**
- 学生が教員を目指す志望動機は、「子供が好き」・「教えるのが楽しい」というもの。**採用倍率の低下は、「教職の人気低下」によるものではなく、教員の年齢構成による近年の大量退職・大量採用に伴う構造的な現象。**
- 若年人口が大きく減少する中で、中長期的に質の高い人材を大量に採用し続けることは困難。「働き方改革」・「デジタル化」・「外部人材の有効活用」等により、**教職業務の効率化を徹底しなければ根本的な解決にはならない。**

◆ 公立小学校教員採用試験の受験者数（うち新卒）・採用者数・採用倍率の推移



(出所) 令和5年度採用選考実施状況

◆ 教職を考えた主な理由（学生へのアンケート）

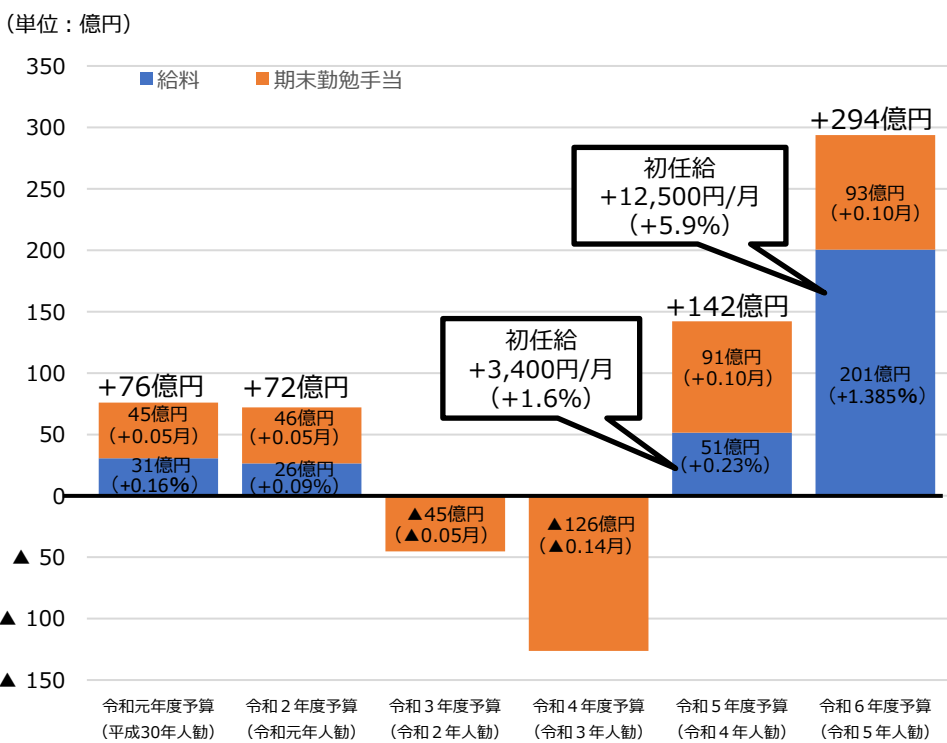


(出所) 令和3年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業の成果報告書 (教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査)

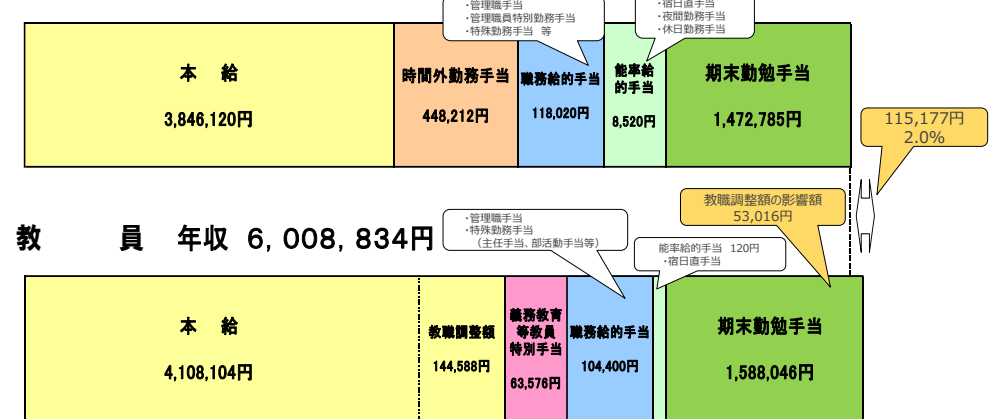
②民間や一般行政職とのバランス

- 教員勤務実態調査によれば、教員アンケートに基づく「時間外在校等時間」は、教職調整額が前提としている「残業時間」（8時間）を大きく上回っており、一定の処遇改善を検討する必要があるが、
- ① （教員を含む）地方公務員の給与は、国や民間の給与等を考慮することとされている（「均衡の原則」）。**教員の給与は、人事院勧告を踏まえ、近年の民間の賃上げの影響が反映され大幅に改善しており、今後もその可能性が高い**
- ② **教員給与は、時間外勤務手当を含む一般行政職給与より高い**。なお、総人件費改革等の観点から、行革推進法（H18）や自民党PTにおいて、当時の教員給与が一般行政職給与を上回る部分（月収ベース；2.76%）を縮減するとしていた経緯がある
- ③ 近年、外部人材拡充等の効果もあり、教員の「時間外在校等時間」は減少しているが、一般行政職の時間外勤務は増加している（平成30年度：12.6時間／月→令和4年度：14.7時間／月）
こと等を踏まえる必要。（※）なお、教職調整額が本給として支給されているため、**退職手当も一般行政職より優遇**。

◆人事院勧告による影響額（義務教育費国庫負担金）



◆一般行政職（地方公務員）と教員の給与比較（年収ベース）（令和4年度）



※大卒平均経験年数18年とした場合の平均支給額（扶養手当や地域手当を含まない）
（出所）文部科学省資料（教員の期末勤勉手当のうち「教職調整額の影響額」は、財務省で機械的に試算）

◆一般行政職（地方公務員）と教員の退職手当比較（令和4年度）

	一般行政職		教員	
	人員	手当総額	人員	手当総額
総計	7,118人	1,569億円	23,102人	5,238億円
一人当たり平均手当額	2,204万円 (A)		2,268万円 (B)	

(B) / (A) = 102.9

（出所）「令和4年地方公務員給与の実態」（総務省）

③メリハリある給与体系（既定の給与予算の活用）

- 教職調整額を含む教員に特有の手当等を合わせると、平均すれば教員1人当たり残業18時間分の手当（給料の9%相当）が既に支給されている。
- 教員の勤務時間には大きな幅があり、時間外勤務の少ない者もいること、長時間勤務を固定化するおそれもあることから、既定の給与予算を最大限に活用し、一律の給与水準の引上げは抑えた上で、例えば負担が大きい主任手当を引き上げるなど、負担の軽重に応じた「メリハリある給与体系」とするのが基本。

◆ 教員に特有の手当等（主なもの）

手当等	R6予算 (億円)	概要
教職調整額	322	給料の4%
義務教育等 教員特別手当	125	教員に一律支給（給料の平均1.5%程度）
給料の調整額	42	特別支援教育に直接従事する教員に支給 (給料の平均3.0%程度)
教員特殊 業務手当	54	非常災害時等緊急業務・修学旅行等指導業務・対外運動競技等引率指導業務・部活動指導業務に応じて支給
教育業務連絡 指導手当	17	学年主任・教務主任等に支給 (いわゆる主任手当、200円/日)
期末勤勉手当等 への反映分	166	教職調整額等の期末勤勉手当等への反映分
合計	727	給料の9%相当

◆ 教員の勤務時間についての回帰分析（主任関係）

教員の在校等時間（平日）を従属変数とする回帰分析によると、小中学校ともに、「教務主任」や「学年主任」の在校等時間が長い。

説明変数	小学校係数 (時間/月)	中学校係数 (時間/月)
教務主任	13	13
生徒指導主事	3	-
進路指導主事	-	7
保健主事	4	-
研究主事	3	-
庶務主任	-	-
学年主任	4	8
教科主任	2	-

(注) 各係数の有意水準は各々異なる。(10%水準で有意でない係数は-としている。)
(出所) 文部科学省資料（勤務日数を22日/月として財務省で加工）

◆ 「今後の教員給与の在り方について」（平成19年3月 中教審答申）

- ・**教職調整額**：「これまで教職調整額は給料相当とされてきたために期末・勤勉手当や退職手当等に反映されていたが、時間外勤務手当の代替措置的な性格をも持つにもかかわらず、自動的に期末・勤勉手当や退職手当等に反映されることについては見直すことを検討してはどうか。」（※出された意見の1つ）
- ・**義務教育等教員特別手当**：「小・中・高等学校等の教員に一律に支給されている義務教育等教員特別手当について廃止を含めて縮減を検討し、その財源をメリハリある給料や諸手当の充実のために活用することを検討する必要がある。」
- ・**特殊教育関係者に支給される給料の調整額**：「通常の学校においても、教員全体で特別支援教育を担うことが求められるようになった。このような状況の中、現在、特殊教育諸学校や小中学校の特殊学級の教員のみ措置されている給料の調整額について、他の教員との均衡上適切かどうか、その廃止を含めて検討する必要がある。」

④安定財源の確保（歳出・歳入の見直し）

- 教員の処遇改善を行う場合、「**安定的な財源を確保**」（骨太2023）することが前提とされており、**文科省施策全体の歳出・歳入両面**の見直しにより財源を捻出する必要。（仮に教職調整額を4%から10%まで引き上げた場合、所要額は約2,100億円（公費ベース））
- 安定財源の確保にあたっては、
 - ① 児童生徒数の減少等を踏まえ、教育環境を悪化させずに合理化できる歳出はないか（加配定数の合理化等）
 - ② 短期間実施することが想定されていた調査研究事業等で、（名称を変える等して）長期間継続している事業はないか
 - ③ 効果や公平性等の観点から、継続する必要性が認められない租税特別措置はないか
 といった観点から、抜本的に見直すべき。

◆1学級あたり加配定数を維持した場合の試算

◆その他見直し得る施策例

年度	H25	R5	R10	R15
①児童生徒数（※1）	959.4万	843.1万	755.8万	663.7万
②学級数（※1）	32.9万	29.9万	28.4万	26.7万
③基礎定数（※2）	63.8万 (66.5万)	64.4万 (65.0万)	60.5万	55.3万
④加配定数（※2）	6.2万 (3.5万)	4.6万 (4.0万)	3.8万	3.6万
⑤1学級あたり加配定数 （④/②）（※2）	0.19人/学級 (0.11人/学級)	0.15人/学級 (0.14人/学級)	0.14人/学級	0.14人/学級
⑥加配定数対R5 <国費影響額> <公費影響額>	-	-	▲0.2万 <▲50億円> <▲140億円>	▲0.4万 <▲90億円> <▲280億円>
⑦平均学級規模（①/②）	29.1人/学級	28.2人/学級	26.6人/学級	24.8人/学級
⑧児童生徒100人あたり教員数 （（③+④）/①）	7.3人	8.2人	8.5人	8.9人
⑨児童生徒1,000人あたり 外部人材数（※3）	3.3人 (3.2万人)	8.8人 (7.4万人)	12.4人 (9.4万人)	14.1人 (9.4万人)

- ✓ 紙とデジタルの教科書の併用
※「紙とデジタルが併存することで、過渡期ではより多くの税金を投じなければならないことから、（略）行政改革の視点からも改善が必要」（R2秋の公開検証とりまとめ）
- ✓ GIGAスクール関係経費
・「GIGAスクール運営支援センター整備事業」等
※各自治体における定着状況等を踏まえ、R6年度までとされている
- ✓ 名称を変え長期間継続する事業や性質が近い事業
・「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」（H14～）
・「スーパーグローバルハイスクール(SGH)」（H26～）
→「ワールドワイドラーニングコンソーシアム構築支援事業(WWL)」（H31～）等
- ✓ 文科省関係の租税特別措置 等

（※1）H25及びR5は、「学校基本調査」（公立小中学校の単式学級（特別支援学級を除く））より。R10及びR15は、「R4人口動態統計」を基に推計（直近の児童生徒数の減少率等を横置き）。
 （※2）かっこ書きは、経年比較のため、35人学級（R3～R7）及びH29基礎定数化（H29～R8）が満年度化（計2.8万人）した場合。R10及びR15の基礎定数は、R6年度概算要求時の見積を基に推計。
 （※3）かっこ書きは、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、部活動指導員、スクールサポートスタッフ等の合計数。R10及びR15は、R6予算人員ベース（9.4万人）を横置き。

- 教員勤務実態調査を踏まえれば、**一定の処遇改善を検討する必要があるが、教員の給与は、人事院勧告を踏まえ近年大幅に改善していること、時間外勤務手当を含む一般行政職の給与（年収ベース）より優遇されていること等を踏まえる必要。**
- 教職調整額を含む教員に特有の手当等を合わせると、教員1人あたり残業18時間分の手当（給与の9%相当）が既に支給されており、**既定の給与予算を最大限活用し、一律の給与水準の引き上げは抑えた上で、負担の軽重に応じた「メリハリある給与体系」とすべき。**
- 教員の処遇改善を行う場合、「**安定的な財源を確保**」（骨太2023）することが前提とされており、**文科省施策全体の歳出・歳入両面の見直しにより財源を捻出する必要。**